

## 確 認 書

武豊町長

私は、児童クラブを利用するにあたり、おやつ取り扱いについては、下記のとおりであることを確認します。(1・2のどちらかに○をつけてください。)

1. 入会児童は食物アレルギーがあるためおやつを持参します。クラブからのおやつは利用しません。(児童クラブ使用料8,000円のみ支払います。)
2. 市販のおやつで差し支えないため、クラブからのおやつを利用します。(使用料とおやつ代を支払います。アレルギー除去の必要はありません。)

令和 年 月 日

住所 武豊町 字 \_\_\_\_\_

入会児童名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※1の場合、おやつ持参方法は所属の児童クラブと調整してください。保管場所・保存方法に限りがあるため、日持ちするものをご用意ください。クラブでの1日のおやつ目安は50円です。

※2の場合、アレルギーにより食べられないものが出たときでもお子さんの判断で提供する・提供しないということはありません。児童クラブには栄養士等の専門家がいませんのでご了承ください。